

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が20年3月1日とされ、当該期間のうち、20年2月29日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年2月29日から同年3月1日まで

自分の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が月末喪失(平成20年2月29日)と記録されていたため、当該期間の資格喪失日を平成20年3月1日である旨の申出を行い、資格記録訂正届出を24年3月23日に提出し同年3月26日に日本年金機構において資格喪失日の訂正処理がなされたが、当該申立期間が年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間の保険料も給与から控除されていたので、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が20年3月1日とされ、当該期間のうち、20年2月29日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が申立人の資格喪失日訂正の届出時に添付したとする取締役会議事録及び平成20年2月分（同年3月10日支給）の給与明細書から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成20年2月分の申立人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄国民年金 事案 343 (事案 49 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年 1 月か 2 月頃、A 役所から国民年金への加入案内と特例納付の案内書が届き、同年 2 月か 3 月頃に同役所で母親からの援助金と自分の手持ちのお金で申立期間の未納保険料を一括納付し、国民年金に加入した。

新たな資料等はないが、前回の申立期間と納付金額は、私の勘違いであったことから、今回、再申立てを行うことにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初、昭和 42 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を一括で納付したと申し立てたところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第 3 回目の特例納付の実施時期であるものの、申立人が一括納付したとしている金額と実際の特例納付に必要な金額とは大きく相違していること、ii) 申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)はないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録を訂正する必要はないとする平成 20 年 4 月 23 日付け総務大臣の通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、特例納付の案内書が届き、昭和 53 年 2 月か 3 月頃に一括納付したと主張しているところ、申立人が納付したと主張している納付時期は第 3 回目の特例納付が始まる前であり、国民年金法上、申立期間の国民年金保険料の大部分は、申立人が主張する上記納付時期においては時効により納付することはできない。

なお、今回、申立期間及び納付金額を変更(申立期間については、前回申立ての「昭和 42 年 8 月から 53 年 3 月まで」から「43 年 4 月から 53 年 3 月まで」に変更。納付金額については、前回申立ての「10 万円位」から「40 万

円位」に変更。)しているが、今回の申立期間において、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、特例納付したと仮定した場合に必要な金額と相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年7月から同年9月まで

私は、夫の転勤で平成12年7月に国外へ転居し、13年7月上旬に帰国した。帰国後、市役所に転入の届出をした際に窓口係員から私の国民年金保険料が3か月未納となっているとの説明を受けた夫から未納保険料のことを聞き、その後、自宅に届いた納付書で申立期間の保険料を納めた。それにもかかわらず、同期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国後の平成13年7月中には申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしているところ、当該保険料を同月以降に納付する場合、社会保険庁（当時）が作成した過年度納付書を使用して納付することとなるが、申立人が記憶する様式と当時の様式とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関では、申立人が保険料を納付したとする当時の納付関係資料は保存していないとしているため、申立期間の保険料の納付について確認できないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国外から帰国後の転入先であるA町（平成13年7月6日転入）及びB市（同年7月16日転入）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿（電算記録）によれば、いずれの記録も申立期間は未納期間となっており、オンライン記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。